

横浜市内 6月 基老連 ニュース

#88号

基老連の目的

歩行防止のために、老人団体同好者の誰もが
「歩く樂しましむ」とことば出来ぬよう、機会と場所
を確保するために相談会し、団体を通じて親睦
を図り、更には、より良き福祉社会の建設に貢
献することを念願とする。

発行日 平成9年5月8日
発行所 八王子の森を樂む老人連合
〒193 八王子市初沢町1434-46
TEL (0426) 66-3754
发行人 熊崎正一

六月回歩行防止のための基老連中野大会

日 会	時	平成9年4月13日午前9時
場 催		中野市民センター(中野町2926-1, 電29-6221)
至 催		中野寿園団体懇親会(会長 佐藤勝, みづひ台2-33-6, 電91-4074)
共 催		八王子の森を樂む老人連合(基老連)
後 援		八王子市, 八王子市教育委員会, 日本棋院
参 加 賛	格	中野町, 中野山荘, 中野上町, みづひ台, 青川町, 及び市内の加佐第格移, 川口 事務所管内に在住している60才以上, 10段以上の因熟爱好者
参 加 賛		600名(年齢交代なし)
競 技 方	法	5カラス引に入賞者(3位迄)を表彰し, 審査委員会の方々。
特 史		成績により下記大会と推奨される。
競技成績		▶ 4月24日開催の八王子大会
		次の通り

Bバス(2歳・3歳)成績表

Bバス(2歳・3歳)成績表												年選
優勝 戦												三回戦
佐藤												二回戦
2	2	0	3	1	1	2	2		2	2	0	3
X	0	X	0	X	X	X	0	0	0	0	X	0
三	小	井	藤	寺	佐	広	牧	キ	今	藤	大	蒲
川	浦	沼	原	ケ	久	義	牧	シ	本	木	木	川
0	X	X	0	X	0	X	④	0	0	X	④	0
小	三	小	寺	今	盛	清	藤	牧	井	本	木	川
川	浦	田	藤	井	山	川	不	牧	浦	施	藤	若
0	0	X	0	X	X	0	0	X	0	X	X	0
小	佐	盛	広	小	今	井	藤	牧	大	寺	三	藤
四	藤	山	島	川	井	施	浦	中	木	藤	浦	本
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
清	佐	牧	云	盛	今	小	藤	寺	大	寺	木	三
川	藤	島	島	山	井	川	施	田	木	藤	木	久
養	利	利	島	井	川	施	浦	大	寺	浦	施	名
大	木	木	木	木	木	木	浦	寺	木	浦	施	加
三	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	寺	木	浦	施	者
大	島	島	島	島	島	島	浦	大	寺	浦	施	
隆	佐	佐	佐	佐	佐	佐	浦	木	木	浦	施	
部	利	利	利	利	利	利	浦	寺	木	浦	施	
大	利	利	利	利	利	利	浦	寺	木	浦	施	
木	利	利	利	利	利	利	浦	寺	木	浦	施	
2	3	2	3	3	2	3	2	2	3	2	2	3

(1)

Aクラス(4歳以上)成績表

予選											
優勝戦				準優勝戦				3位決定戦			
平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
中川	小笠原	谷田	青木	佐藤	飯田	川内	川内	川内	川内	川内	川内
信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介
初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初

Cクラス(初級・准初級)成績表

予選											
優勝戦				準優勝戦				3位決定戦			
谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田	谷田
川内	小笠原	小笠原	小笠原	川内	川内	川内	川内	川内	川内	川内	川内
信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介	信介
初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初

D-E 7-11次(2級~10級)筋膜板

千秋

三

オフ回ボケ紙上の左側の複数用紙由木水会の障壁内

時 場 催 催	平成9年6月8日午前9時 由木中央市民文化センター(千葉木648, 電 96-8223)
	由木中央寺田賀田好会(会長、佐藤 健, 朝陽社3-3-3, 電 96-9228)
	由木東寺田賀田好会(会長、鈴木 民平, 旗島945-86, 電 96-6394)
	南大沢寺田賀田好会(会長、笠城 進, 賀川3-144-12, 電 96-6192)
支 援 加賛格	八王子の春女祭花美人連合(春表連) 八王子市、八王子市教委委嘱員, 日本棋院 年の由木中央第6回, 由木東第5回及び, 南大沢第5回賀田好会に 11月6日(火)10時より, 10組(10人)の団体競技者。
~加賛 名被承認 年 決	600円(年会費を含む) 573名別に入選者(3位まで)を決選し, 受賞者発表の方。 成績により不記念品に招待の方。
込備考	8月24日開催の八王子大会 平成9年5月29日(北署)

第7回ボクシング防止のための道新北海道大会開催案内

日 時 平成9年6月22日午前9時²⁹
 会 場 北野市民センター (北野町543-3, 電43-0440)
 主 催 北野寿司振興好会(会長: 山本徳美, 北野町2-31-9, 電35-4510)
 兼 催 八王子の森セントラル花火大会(振興会)
 従 催 八王子市、八王子市教委振興会、日本相撲
 参加資格 年の北野市務所管内に在住している60才以上、10級以上の
 団体振興会
 参加費 600円(料金代を含む)
 競技方法 5ワース制に入賞者(3位まで)に賞品賞、賞状と現金。
 特典 成績により下記大会と連携可能。
 申込締切 平成9年6月12日(以降)
 8月24日開催の八王子大会
 水上

< ◇ >

第8回団体対抗戦参加者(第7回観戦)

側	姓 名	側	姓 名	側	姓 名	側	姓 名
<u>第一</u>				<u>第二</u>			
6 7	東田誠二	6 6	小平剛文	6 6	若林進	6 7	藤井篤
5 6	梅田昭郎	5 5	佐原正秋	5 4	谷原正也	5 6	三上義宏
4 4	藤田浩美	4 5	延平和亮	4 3	白石信男	4 5	藤田高臣
3 3	中島泰彦	3 2	橋本一	3 2	唐木伸	3 3	福田喬
2 2	吉田善之	2 2	中村健一	2 2	山野義	2 2	吉田國男
初 初	折井豊	初 初	笠原正	初 初	塙勝昭保	初 初	
<u>第三</u>				<u>第四</u>			
6 6	山本修三	6 6	小西徹	6 6	藤井忠明	6 6	木島洋治
5 5	新保承次	5 4	坂原紘紀	5 4	佐藤宗次	5 4	岡田宗明
4 4	斎藤好美	4 3	山崎修	4 4	天野勝郎	4 4	浅野照則
3 3	谷 浩	3 初	坂木慶兆	3 2	佐藤文英	3 3	今井昭夫
2 2	植松四郎	2 初	川村義二	2 初	安田秉	2 2	小橋久幸
初 初	田中紘男	初 初	斎藤 釜	初 初	後藤徳夫	初 初	北田誠昭

準：上・下2人×2人が対戦。上段が主催チーム。

(4)

東京都知事
者 島 卓 男 殿

平成9年5月7日
八王子市老人クラブ連合会
会長 山口正一

老人クラブの改革・重建に関する陳情の件

御察知中の所、このような問題を提起し、誠に申訳ない次第と、重々承知しておりますが、過去10年来、老人クラブに係つて参りましお者によつては、後所も老人クラブ連合会も「老人のための老人クラブ」と云う立前を忘れ、「形式的
な運営に流れている」との抵抗感を強く感じております。

この際、陳情を具体的に御説明し、某い老人会のあり方にについて、下記の通り
御報告申し上げますので、御検討を賜り、老人の養ふる老人のための「老人クラブ連合会」を御指示下さいまがう懇願申上げる次第です。

謹

1. 老人クラブの参加年齢について

- (1) 平成3年3月1日発表の「老人クラブ連合会基準」の
2項(2)、会員の年齢はおおむね60歳以上とする。
「ただし、高齢期の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の
会員の加入を妨げないものとする」
注:「」内は、新しく平成3年に追加されたものです。
別途添付文1号、八王子市老人クラブ連合会基準(平成3年3月1日発表)

(2) 実情報告

1. 老人福祉法には、老人との年齢が明記されていない。
別途添付文2号、老人福祉法を御参照下さい。
□、総務省の推計人口調査では65歳以上の老年人口と称している。
ハ、3月10日付朝日新聞「窓」の「老人クラブ」の記事
別途添付文3号、3月10日付朝日新聞「窓」の切抜き。左御参照下さい。

- 二、八王子老人クラブ連合会の現状(平成8年12月)
支部数19、クラブ数268クラブ、会員数20,112人、加入率25%
別途添付文4号、基準達ニースオフィス(八王子市新井町)を御参照下さい。
本、都老連の加入率は19.3%(平成7年3月)と改めており次方。

ハ、八王子新井町2丁目老人会(八王子市)会員の年代別調査

性別	年齢				計
	60歳以上	71歳以上	70歳~66歳	65歳~60歳	
男性	3人	21人	4人	3人	31人
女性	6	31	4	2	43
計	9	52	8	5	74

注: 60歳代の男性会員は、名義だけの参加が多く、例会への出席率は悪い。
(5)

ト、入玉市の団碁有致者の年代別調査(平成9年1月現在、参考連名簿) ²					
性別	昭和生れ	大正生れ	昭2年～6年	昭7年～12年	計
60歳以上	71歳以上		70才～66才	65才～60才	
会員	♂人	115人	136人	♂人	343人
非会員	24	213	112	165	514
計	32	328	248	249	857

結論として申し上げれば、老人クラブ会員60才以上と云う条件は、理由の如何を問わず「非会員的なもの」であり、色々と懸念を生じて居ります。

更に申し上げれば、60才代の方々は、殆んど現役の方が多いので、加入率、出席率共に悪く、老人クラブ運営上支障を生じているような次第です。

2、老人クラブは、会員が集会による活動でできる会場を有するものとする、との規定について
(昭和55年3月1日改訂の規定)

各老人クラブが自前の会館を持つこと資本、資金面で不可能なことであり、已故を
得た、所内会館等の無料使用の便宜を受けておりましたよう反対でした。

然るに、平成3年3月1日改訂版で本項が抹消されてしまいました。

ヨリと云ふ、会場を持たない老人クラブの立場を弱体化してしまいましたが、老人連合
会では何の反対を示していないと云ふことは、無責任と云うより、事の重大さが判
ついていないと云うことでは無いでしょうか。

前、この件は、起業者の恩賜が問題で切って、老人福祉法の精神を没却
したものとして非難されるのが宜いでしょうか。

3、男性の趣味である「団碁、将棋」が阻礙視されている。

平成3年3月1日改訂前の老人クラブ運営基準では、老人教養講座の趣味欄
に「団碁、将棋」が除外されており、更に補助基準で、娛樂的経費上區分も
のは、対象経費から除外るものとある。これらましての「団碁、将棋」は本件に概
当するものとして処理されておりました。

従つて、八五予算では団碁部のうち老人会は取れる種しかありません。

昭和40年当時、岩本 薫先生が団碁普及のため海外に広張される際、政界
財界、マスコミ等で日本の団碁に因し、「藝術性豊かな日本の伝統的文化」
と宣言された。

然るに、団碁が勝負争いから娛樂等と旧態依然として認識の元に団碁費
用の支出を禁止するなど取り返しのつかない大失態を演じてしまつた。

特上、老人福祉法で「老人は、毎年に当たり社会の進展上寄与して来た者にて
て敬愛され、かつ、健全で尊い生活を保障されるものとする」と指摘され
ている老人達の趣味である団碁の費用支出を禁じたため団碁部の開設の出来
なく終ってしまった。

従つて、団碁爱好者でも低い級位の方達は碁を打つ場所も機会もなく、碁を止
めてしまった。これ等の人達が「ボケ老人の補助者」と云われている。

このようないわゆる老人の候補者が全国で100万人前後いるのではないかというが、前文で取り扱いのつかない大失態と申し上げるのは、このことを指しているのである。
平成3年3月1日改訂で趣味として「高齢者特權」を認め、「娛樂として費用支出来禁止」といた条項を撤廃した。
然しながら、其の後、改訂も老人クラブ連合会も何の対応策も講じていないまま、今日まで依然として通じている。
即ち、改訂も老人クラブ連合会も革の重大さが理解出来ないのです。
問題は、「禁が許してない」で止まってしまった老人連合、どう対処がいいのである。

4. ポケ防止問題について

老人福祉法の第3条①、「老人は、老練に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するように努めるものとする。」又び同法第②、「地方公共団体は老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とし事業を行ふものに対して、適当な援助を適切に行なうべきである。」

最近、老人問題と言えば、ポケ防止対策が最も関心事となつておりますが、厚生省は、アルツハイマー病が辨別出来ていないことを理由として、予防問題は放逐気味のようですが、老人痴呆症などを云つてゐる時代ではないようですね。

済松医療センターの金子滿雄先生は、ポケ予防は可能であり対策実施が早急にされると主張されており、医者が、ポケ(アルツハイマー病)と診断した場合は、絶対に治らぬ状態まで進んでいかない。

ポケ症状は、初期、中期のうちに発見すれば、治療は可能であり、その後と云ふ「かねひろいテスト」が治療され、大変な反響を以ててあります。全国的に普及するのは時間の問題のようですね。

別途添付料5号、4月9日付朝日新聞、金子滿雄先生の「かねひろい」と痴呆を以て別途添付料6号、金子滿雄先生著「ポケない生き方革命」

5. 老人クラブの在り方について

高齢社会の老人会は、70歳以上が毎年で「はない」というが、又、ポケ防止対策を重視事業として採用されては如何でしょうか。

即ち、老人とは、自らの立場を守る、家族や社会に迷惑を及ぼさないように、自己努力することと、社会のためにお役に立ちたいと言う意慾を失わないように心掛せる位の気構えが缺いてはいけないとします。

平成3年3月1日改訂の連絡基準の目的(別途添付料5号を参照願う)は、從来の規定が全面的に變更され「いきいきとした高齢社会の実現に役立てることを目的とする」とあります。とても理解出来ません。

これは、老人が主体ではなく60歳代(現役)を中心として企画されたものではあります。現在のようなら参加率25%寄の老人会は、存続価値がありません。

そのため、運営に踏切つたのである、よろしく御検討下さい。

東月 三 美亭 開 (タモ)

1997年(平成9年)3月10日 月曜日



老人福祉法（抄）

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、

その心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福

祉を図ることを目的とする。

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健

全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリ

エーションその他ひろく老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施

するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行

う者に対して、適当な援助をするよう努めなければならない。

第三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリ

エーションその他ひろく老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施

するよう努めなければならない。

上記2件は、良崎裕次郎(会員)より御質問をされたので、編集して掲載し、感想を述べさせて復答いた。どうも有難うございました。

1. 老人の「老人クラブ」に関する件

(1) 文中、老人福祉法に「地方公共団体は、老人クラブに適当な援助助を万々ように努めなければならない」と規定されておりながら、「その他の老人の福祉を増進することを目的とした事業を行った上を除外されておりませんが、何か特別な理由があるのでしょうか。」

(2) とくに、60才代の加入率が低く、4人に1人だ。

60才代はまだ心身共に衰へ「老人」という呼称への抵抗感が強いことが大きな理由だろう。

このようにして見るとすれば、「高齢者社会への負担が大き」と時代が進むにつれては避けられない。

又、老人クラブの会員年齢「60才以上」に対する御意見が「年齢化」。

(3) 老人と云ふ呼称への抵抗感が強いとの御意見のようですが、若く老人にとっては、高齢者より馴染深い「老人」の方に好感が持てます。

(8)

2. 老人クラブの運営状況に関する1件

(1) 老人福祉法について

- ①、第12条、老人は毎年にわたり社会の進展に寄与してきた者として
敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。
②、第13条2、地方公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進
することを目的とする事業を行う者に対して適当な援助をすりよくに
努めなければならない。

疑問点 老人福祉法には、老人の定義（年齢）が明記されていない。

(2) 昭和25年3月1日改訂の老人クラブの規定について

1. 八王子市老人クラブ運営規則

- (1)、表頭で、地域に居住する老人が、個人生活、家庭生活、社会生活
のいずれにおいても適応し、その後の生活を健全で豊かなものにする
ため、「福祉増進を」目的として集つた「自立的会員制」である。

昭和3年3月1日改訂（以後年次3年と称す）内容は「「内を抹消し、」とも
いききとて高齢社会の実現に役立ることを」が導入された。
「いききとて高齢社会」とは、どんたく社会を期待しているのでしょうか。

(2) 2項(2)、会員の年齢はおおむね60才以上とする。

年次3年分では、「ただし、高齢期の社会活動の円滑な展開に資するため、
60才未満の会員の加入をせざるを以て」とあるが追加された。
老人福祉法で年齢が明記されていないのに、何を根據として60才以上
とするかは不明だが、更に、前記の「「内を抹消し、」が導入されても差
変わらないところ。この点が老人会の規定と云ふのでどうか。

(3)、6項会場、老人クラブは、会員が集会による活動のできる会場を有するも
うとする。

本6項は、年次3年分で抹消されたが、本項は老人クラブ設立のための重
要な条件だと認識しておりましたが、廃止した理由は何でしょうか。

(4) 7項運動の（※後運動用語参考）

老人教養講座の趣味嗜好に（俳句、外文種類等）が明記されていて、
男性の趣味である「囲碁、将棋」が入っていない。

年次3年分で「囲碁、将棋」が追加された。

然しこ、八老連では何の動きもなく、全くの想当然状態です。

口、八王子市老人クラブ補助取扱基準

(1)、3項の「老人クラブ」は、会員が集会による活動ができる会場を有するものである。
年次3年分では、3項全文が抹消された。前記1-(1)を厚膜照下さ。

(2)、5項、老人クラブは、原則として年齢参加者が「50歳以上」が
年次3年分では、「30歳以上」と表記されている。

(3)、7項、補助金の用途は、石井もねづぎによるものとある。
左記の表記の「老夫婦の親睦的、娛樂的経費については子孫経費の
うち併せて五万円。」

年次3年分で、「「内を抹消された。

「囲碁、将棋」は、勝負争いの理由で娛樂として運営など用ひていたが、
不鮮明後悔も一向に改善された徴候は見受けられません。

(3)、老人クラブの改革、廃止を期待する。

前記のふくな「疑問点の多い老人クラブ」ではなく、老人福祉法で云々、
社会の功効者に相応しい「老人クラブ」の実現を希望致しております。

(9)

田体对抗戦成績表 (3回戦 4月20日)

城川 4-6(勝率2.5) 田木 4-6(勝率0)

名別	田木	6	5	4	3	2	初	勝率
城川	信徳	7	飯木	6	松浦	4	内山	3
6	岸川	6	X	0	X			1
5	新井	6	0	0	0			3
4	水谷	5	△	0	X			1.5
3	荒田	3				0	X	0
2	海老沢	初				X	X	0
初	猪庭	初				0	0	0
勝計		1.5	0	2	1	2	1	7.5

大和田 4-6(勝率1.5) 元 4-6(勝率0.5)

名別	元	6	5	4	3	2	初	勝率
大和田	西山	4	大川	1	高橋	6	長嶋	2
6	猪谷	7	0	0	0			3
5	喜多	6	0	X	0			2
4	荒田	4	X	0	X			1
3	岩里	3				0	0	X
2	石田	初				X	X	0
初	猪庭	初				X	0	0
勝計		1	1	1	2	1	1	7.5

北野 4-6(勝率2.0) 由井 4-6(勝率2.5)

名別	由井	6	5	4	3	2	初	勝率
北野	三上	6	藤田	5	久保	3	片山	7
6	甲川	6	0	X	0			2
5	正川	5	X	0	X			1
4	山本(角)	4	X	X	X			0
3	山本(角)	3				0	X	0
2	猪庭	2				X	0	0
初	佐藤	初				0	0	X
勝計		2	2	2	1	1	1	9

中野 4-6(勝率1.5) 長野 4-6(勝率1.5)

名別	長野	6	5	4	3	2	初	勝率
中野	小川	7	小西	6	佐藤	5	喜多	4
6	佐藤	6	X	X	X			0
5	中田	5	X	X	X			0
4	園田	4	0	0	X			2
3	今井	3				0	0	0
2	大木	2				X	0	X
初	猪庭	初				0	0	X
勝計		2	2	3	1	0	2	10

(10)